

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

活動報告

中国全人代との研究交流（敦煌訪問 2010年8月）

今年度5月に実施された農村地方自治法と行政強制法制度についての共同研究会（全人代常務委員会法制工作委员会訪日）に続いて、8月、日本側が敦煌を訪問し、中国資本市場国際法制について研究会を行い、意見を交換しました。

早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所は、中国全人代常務委員会法制工作委员会と、会社法を中心に中国法改正に関し研究交流を行い、中国経済の将来の飛躍に相応しい制度のあり方の検討に向け、積極的な研究交流を継続して行う覚書の締結を行っております(2005年12月)。また、会社法制・証券取引法制については、東京証券取引所の支援も約束され、中国証券監督管理委員会(CSRC)とも、GCOE研究所、証券取引所との三者間で研究交流にかかる覚書の締結で合意が成立しており、定期的な研究交流が進められてきました。協定を通じた中国立法への貢献は多岐に及び、近時は、国家賠償法・水質汚染法・大気汚染法・地震関係法・地方自治法・強制収用法といった分野で行われ、2011年には通信関係法を計画しています。これは、比較法を基礎とした日本の法律学への信頼が基礎となっており、最も成功している民間学術機関による日中交流の一つと自負しています。



プロ向け債券市場「東京プロボンドマーケット」創設に向け、制度概要発表

早稲田GCOEのデットリスティング研究会のメンバーでもある、東京証券取引所グループ 株式会社TOKYO AIM取引所（本社:東京都中央区、代表取締役社長:村木徹太郎）は、2010年11月10日、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」（「東京プロボンドマーケット」）の創設に向け、制度概要を発表しました。

http://www.tokyo-aim.com/japanese/files/pressreleases/10110_pressrelease_jpn.pdf

2010年4月20日に早稲田大学GCOEは「アジア域内プロ向け国際債市場（AIR-PSM: Asian Inter-Regional Professional Securities Market）」とその国内版である「我国プロ向け公募債市場（PSM-J）」の創設提言を公表しました。プロ向け債券市場整備に関しては、5月公表の経済産業省による産業構造ビジョンに採用され、これを受け、官邸の新成長戦略で、「プロ向け社債発行・流通市場の整備」「総合取引所創設」を含む戦略が、6月18日に正式決定、公表されました。こうした動きが、今回の発表につながっており、我々の提言が、政府の新成長戦略に取り入れられ、実際の新市場創設に向けて活かされつつあります。今後も日本とアジア域内の金融資本市場の発展に寄与すべく、関連のシリーズ研究を行ってまいります。

知的財産研究グループ 中国分室の開設

知的財産研究グループでは、知財判例データベースの構築を通じて、中国をはじめとする各国と研究協力関係を深めておりますが、この度中国において本格的な国際的知的財産法研究拠点を形成するため、天津大学の協力を得て、中国天津大学構内に知的財産法制中国研究センターを開設しました。10月に行われた除幕式には高林教授も招かれ、その開設を祝いました。



世界信託法会議(モントリオール)：国際学会報告

渡辺宏之(早稲田大学法学学術院教授・GCOE)

2010年9月23日から25日まで、カナダのモントリオールで開催されていた世界信託法会議(Conference on “The World of the Trust” / La fiducie dans tous ses états)に参加しました。主催者はマギル大学(McGill University)のケベック私法・比較法研究所(Quebec Research Centre of Private and Comparative Law)でした。日本からは、各大学から、筆者を含め5人の研究者が参加していました。

モントリオールはかつて冬季オリンピックも開催されたカナダの大都市ですが、もともとフランスの入植地であり、その影響を大きく受けています。開催地のマギル大学の研究者の多くは、英語とフランス語を自在に操り、学生にもバイリンガルが多いようです。ちなみに、同大学は英国の富裕な商人により創設され、その名を冠しています。モントリオールの中心部には、マギル大学の建物が数え切れないほどあって大学城下町のような印象すら受けます。建物や街並みは綺麗でゆったりとしており、大学のキャンパスには緑が多くリスも多く見かけました。

会議(conference)は、イングランド・米国等の典型的な Anglo-American Trust の法域の研究者のみならず、スコットランドや南アフリカ等の mixed legal system に属する研究者、また、最近信託を本格的に導入することになったフランス・スイス・中国等の研究者が集まり、信託の本質と各国の相違について報告し議論する誠に興味深いものでした。モントリオールのあるカナダのケベック州も、歴史的にフランス法の強い影響があるところに信託を導入し、いわゆる「ケベック信託」と言われる独自の信託法制を有しています。約3分の1の報告がフランス語で行われたことも、地域の特性を反映していました。報告者のバックグラウンドも多彩であり、英国や米国・カナダの大学に籍を置く研究者の中にも、イタリア、ポーランド、ルーマニア、イスラエルといった諸国の出身者も多く、多彩な比較法研究が繰り広げられました。

スピーカーやコメンテーターには、John Langbein(米国・Yale 大学)、Paul Matthews(英国・King’s College London)、Donovan Waters(カナダ・Victoria 大学 [Emeritus])といった世界のビッグネームと、各国の気鋭の若手がずらっと並び、諸報告はいずれも大変示唆に富む内容でした。

私自身は、同会議でセッションの一つ(session6)のチェアマンを拝命しました。この数年、欧州における国際的な学会に継続的に参加しており、かつ最近発表した信託の本質に関する英文の論考(Hiroyuki Watanabe, “Trusts without

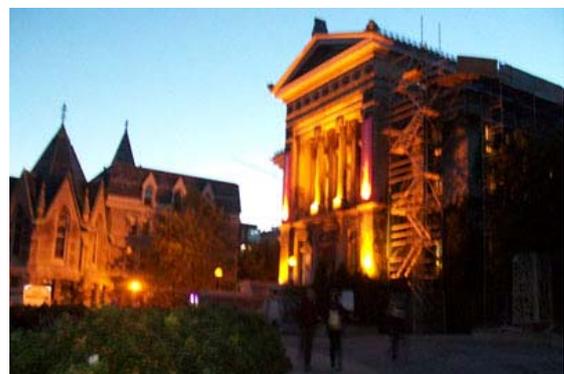
Equity” and Prospects for the Introduction of Trusts into European Civil Law Systems, 季刊企業と法創造 [The Quarterly Review of Corporation Law and Society] Vol23, 2010)が、主催者やその周辺の研究者の関心と呼んだことが、依頼を受けた契機となったようです。

http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/The_worlds_of_the_trust.pdf

このような世界中の素晴らしい研究者に囲まれた夢のような会議でしたので、そのまたとない好機を生かすべく、他のセッションでも積極的に発言して議論に参加し、かつ議論の喚起に努めました。

法律学の世界でも、世界の注目が、アジアでは日本をスルーして中国等に向かいつつある中、わが国の研究者が国際的な存在感を示していくためには、こうした場により積極的に参加し、かつ積極的に発言して議論を行っていくことが重要であると改めて強く認識しました。

なお、近刊の GCOE 紀要『季刊 企業と法創造』25号では、「比較信託法と『信託の本質』」に関する特集を組んでいます。①同会議の報告者・コメンテーターである Paul Matthews 教授(ロンドン大学キングスカレッジ)と筆者が8月に英国で行った会談の記録「信託の本質と“property”概念の多義性」、②同じく同会議の報告者・コメンテーターである George Gretton 教授(エジンバラ大学)の同僚で、同教授とともに「エクイティなき信託」の画期的な理論を提唱し、欧州における統一信託法への動きのキーマンの一人である Kenneth Reid 教授と筆者との会談記録「欧州信託法基本原理と“Protective Fund”に関する欧州指令案」、さらには、③同会議の主催者の Lionel Smith 教授(マギル大学)の、信託の本質に関する興味深い労作 “Trust and Patrimony” の翻訳、が特集の内容です。「世界信託法会議」のエッセンスの一端を、この特集で読者の皆様に堪能頂ければ幸いです。



マギル大学(McGill University)

Symposium & Seminar

本研究所では多くの研究会・シンポジウムが随時開催されており、ここではその一部をご紹介します。

■国際シンポジウム「欧州における環境損害と団体訴訟」 (2010年8月6日開催)

本シンポジウムは、欧州における環境損害と団体訴訟をテーマに、Gilles J. Martin教授(University of Nice-Sophia Antipolis)、ならびにEdward H.P. Brans 氏(Pels Rijcken & Drooglever Fortuijn)をお招きし、開催しました。最初に、「La Responsabilite En Matiere Environnementale (環境問題における責任)」と題し、Martin教授が講演を行い、「従来の」民事責任と環境損害の違いについて様々な視点から考察し、また、欧州指令2004/35/CEとその国内転換法令について解説しました。続いて、Brans氏が、「The EU Environmental Liability Directive」と題し、損害のタイプや、他のEU指令、国際協定との関係についてお話しされました。お二人の基調講演の後、本学の大塚直教授より、「環境修復の責任・費用負担と環境損害論」と題して講演が行われ、日本における法状況、EU指令およびアメリカ法の示唆、フランスの団体訴訟と日本への示唆などについて解説がありました。続いて開催されたパネルディスカッションでは、本学の淡路剛久教授、河野真理子教授がパネリストとして加わり、活発な意見交換が行われました。

■グンター・トイブナー教授講演会

「越境する企業の自己憲法化？—企業の行動指針の私的性格と国家的性格の統合について—」(2010年8月28日開催)

独自の法化論等で世界的に著名なグンター・トイブナー教授(Prof. Dr. Gunther Teubner, フランクフルト大学)をお招きし、「越境する企業の自己憲法化？—企業の行動指針の私的性格と国家的性格の統合について—」をテーマに講演していただきました。

グローバル化による企業の発展途上国への進出に伴い、途上国での規制法の不備などから、環境汚染、児童労働等の問題が生じていますが、こうした問題につき、今日、国際法上の合意や国際的機関の規範による企業コード(国家的コード)による対処と企業による企業コード(私的コード)に基づく対処が広まりつつあります。そして、両コードの交錯領域では、両者の協働において、多国籍企業の法化、のみならず企業コードの憲法化の傾向が生じます。さらに、コンツェルンの形成などを通じて、このような企業コードは個別の企業の境界を越え拡大し、他の私的企業コードや国家コードとの間でネットワークを作っています。企業コードの憲法化による自己規制は、企業倫理といった

動機づけよりも、市民の抗議や消費者の購買行動、国際的機関による非拘束的推奨などによって企業に学習＝認知され、強制されると解説がありました。続く討論では、参加者から、国内の制定法と企業の内部規制の関係、企業の内部規制の実効性の確保などについて質問がありました。トイブナー教授は、国内法の規制が整っていない途上国で、企業の行動を規制するのは企業の内部規範にほかならず、例えば「環境を汚染してはならない」といった行動指針により、利潤追求について自己規制することになるのである、と説明されました。(使用言語：ドイツ語)

(レポート協力 RA 小野寺倫子)

■2010年度第3回社会法研究会 「成熟市民社会における生活保障のあり方—雇用・社会保障と社会法の将来像—」 (2010年9月4日開催)



本研究会は、我が国の雇用と生活保障のあり方について、理論的実務的示唆を得ることを目的としています。第3回目の今回は、宮本太郎 北海道大学教授と、鶴光太郎 経済産業研究所上席研究員を報告者としてお迎えし、開催しました。はじめに石田眞教授より研究会の概要と我が国の社会保障と労働法の分裂状況について概略が述べられた後、個別報告として宮本教授、鶴研究員より報告が行われました。宮本教授は、「生活保障とアクティベーション 雇用と社会保障の新しい連携」というテーマで、アクティベーション政策の概要や定義の曖昧さなどが取り上げました。続いて、鶴研究員が「労働市場の二極化問題：有期雇用の視点から」というテーマで講演されました。人々の幸福度について、アンケート調査などの調査から、一定程度以上の所得があればそれ以上は大差ないことが示され、所得と幸福度は相関関係にないことなどが報告されました。質疑応答では多くの質問がよせられ、活発な議論が交わされました。

【コメンテーター】

斎藤純一 菊池馨実 島田陽一 (早稲田大学教授)

【司会】石田眞 (早稲田大学教授)

■シンポジウム「憲法・不法行為法・環境法の断面」
 (「環境を中心とした企業の民事責任と公法上の責任」
 第2回研究会) (2010年9月5日開催)



基調講演：山本敬三（京都大学大学院法学研究科教授）
 コメント：松本和彦（大阪大学大学院高等司法研究科教授）
 大塚 直（早稲田大学大学院法務研究科教授）
 水野 謙（学習院大学法学部教授）

本シンポジウムは、「憲法・不法行為法・環境法の断面」というテーマで開催されました。最初に、山本敬三教授から、「基本法による権利の保障と不法行為法の再構成」と題する、「憲法と民法の関係」についての議論を出発点とした内容の基調講演を行って頂きました。講演の中で、山本教授は、憲法の私人間適用論や、憲法と民法の意味と関係等について、論点を整理し、問題の所在を明らかにするとともに、教授の主張する決定権的権利観について概説しました。続いて、憲法・環境法学者である松本和彦教授から憲法学の観点で、水野謙教授、大塚直教授からは、民法不法行為法学、環境法学の観点でそれぞれコメントを頂戴しました。続く討論では、フロア側と報告者との間で活発な議論が交わされ、シンポジウムは盛況のうちに終了しました。

■<緊急企画>英国金融規制改革セミナー
 -再び、マケルダウニー教授を迎えて-
 (2010年9月22日開催)

【講演者】 ジョン・マケルダウニー教授（英国ウォーリック大学）

【コメンテーター】

石黒徹（森・濱田松本法律事務所弁護士）
 黒沼悦郎（早稲田大学教授）
 坂東洋行（早稲田大学大学院<三菱UFJ信託銀行>）
 犬飼重仁（早稲田大学法学学術院教授<GCOE>教授）
 河村賢治（関東学院大学准教授）※質問状による参加

【司会】 上村達男（早稲田大学教授）

本セミナーは、昨年に三回にわたって実施し好評を得た、「英国に学ぶシリーズ」のいわば続編として、「英国の金融規制における予防原則と規制改革」と題して英国ウォーリ

ック大学ジョン・マケルダウニー教授に再登場して頂き、その後の英国の状況について報告して頂きました。本研究所は企業社会・資本市場・市民社会の本質に迫りながら、株式会社法と資本市場法に関する諸問題を究明することを大きな研究目標として掲げております。本講演はその目標を実現していく上で、非常に示唆に富むものとなりました。

本グローバルCOE研究所の所長上村達男教授による挨拶の後、マケルダウニー教授より、「英国の金融規制における予防原則と規制改革」というテーマで講演が行われました。



マケルダウニー教授は、まず、歴史的な観点から、イングランド銀行（BOE）のこれまでの発展と、昨今の金融危機の経験から求められる中央銀行の新たな役割について論じ、続いて、英国の最新事情に関する紹介も兼ねて、金融サービス機構（FSA）の廃止とそれに伴う三極体制（財務省、FSA、BOE）に対する批判の問題、予防原則という自説の主張について解説されました。教授は、環境法についても造詣が深く、環境法分野の近時のキーワードである予防原則(十分な証明ができなくても起こりうる厄災の蓋然性が高い場合には、予防的に規制を用意するとの発想)との関係で金融・資本市場改革を論じようとする点は非常に注目されました。

続いて、上村教授の司会のもとで、石黒教授、黒沼教授、坂東氏、犬飼教授からコメントが順に行われ、それに対するマケルダウニー教授による再コメントがありました。（なお、河村准教授は、事前に提出した質問状を上村教授が適宜紹介するという形式で参加されました）。

（レポート協力 GCOE助手 韓 敬新）



■第10回「憲法と経済秩序」研究会 (2010年9月26日開催)

本研究会は、まず、糠塚康江 関東学院大学教授と中林暁生 東北大学准教授を報告者としてお迎えし、開催しました。

最初に、糠塚康江教授より、「フランスにおける職業上の男女平等——2008年7月の憲法改正による『パリテ』の拡大——」と題し、報告して頂きました。2008年7月23日フランス憲法改正（法律は、選挙によって選出される議員職及び公職ならびに職業のおよび社会的責任にある地位への男女の平等なアクセスを促進する）を素材に、その「女性の貧困」といった前提問題や、「憲法改正」の必要性というフランスにおける独自の法論理、「職業のおよび社会的責任にある地位」への「男女の平等なアクセス」の具体化の展開について報告がありました。

続いて、中林暁生准教授より、『『政府の言論』と『パブリック・フォーラム』の間』というテーマでご報告を頂きました。報告では、パブリック・フォーラムの類型が紹介された後、駅における広告と軍事施設内で配布される新聞紙の広告の二つの事例を使って、それらがパブリック・フォーラムであるかどうか解説がなされました。

それぞれ活発な議論が行われ、研究会は盛況のうちに終了しました。

■刑事法グループ 第11回研究会

(2010年10月2日開催)

本研究会では、吉中信人 広島大学教授より、「イタリア企業刑法の構成について」と題し、イタリア企業刑法の議論動向についての報告がなされました。そこでは、有効なコンプライアンス・プログラムの策定が企業に対する優遇措置の理由となるか等について検討がなされました。フロアからは、2001年企業刑法は、イタリアにおいて「刑法」と認識されているか、などの質問や、日本の独占禁止法でも企業の行政責任を認めていることに鑑みると、イタリアのような立法形式も、奇異なものではないのではないか、各犯罪類型の別によって、犯罪成立要件も異なってくるという理解はあり得るのではないかと、両罰規定において、過失推定説を採った場合に、行為者の過失が処罰条件と解されるか、などの活発な議論がなされました。

(レポート協力 GCOE助手 小野上真也)

■日独 科学・イノベーション フォーラム 2010

Workshop 1 「国際競争と知的財産戦略：情報化時代に対応した日本及びドイツの知的財産保護政策とは？」

(2010年10月6日開催)



日独 科学・イノベーション フォーラム2010 (於 六本木アカデミーヒルズ) において、早稲田大学知的財産法制研究センター (RCLIP)、ドイツ学術交流会、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団主催、東京医科歯科大学知的財産本部の共催により、Workshop 1 「国際競争と知的財産戦略：情報化時代に対応した日本及びドイツの知的財産保護政策とは？」を開催しました。

【司会】

竹中俊子 (ワシントン大学・早稲田大学教授)

【講演者】

伊佐山建志 (カーライル・ジャパン、元特許庁長官・日産自動車副会長)

Theo Bodewig (フンボルト大学教授)

Hanns Ullrich (マックス・プランク研究所教授)

【パネリスト】

Felix-Reinhard Einsel (ゾンデルホフ&アインゼール法律特許事務所弁理士)

高林龍 (早稲田大学教授)

Martin Schaefer (Boehmert法律事務所弁護士)

今年の6月の米国連邦最高裁のビルスキー判決では、情報化社会に伴い生まれてきたソフトウェアやビジネス方法等の創作物に関し、創作者に対する十分な保護と他者による独自の創作活動の自由の確保という競合する政策のバランスをとることの困難性が強調されました。天然資源に恵まれない日本・ドイツにおいて、情報化時代に対応した知的財産政策の構築は急務となっています。

本ワークショップでは、元特許庁長官として、国際企業である日産のリーダーとして、知的財産の保護・活用に携わってきた伊佐山氏、ドイツ政府及び欧州連合のアドバイザーとして活躍してきたマックス・プランク研究所のウルリッヒ教授及びフンボルト大学のボードウィック教授に、

知的財産権の属地主義の再検討、技術標準の特許保護とその競争法上の限界等、無体資産の価値増加と市場の国際化に伴う緊急課題等について講演を頂き、これに基づいて、日本及びドイツの学者・実務家によるパネルディスカッションを行いました。

はじめに行われた伊佐山氏による「知的資産活用の在り方：大変革期におけるグローバル競争での生き残り戦略」と題する基調講演で、氏は、日産自動車での経験に基づいて、企業では通常知的資産を発明者、知財部、法務部等の専門家に任せているため、①資産活用、②競争力評価、③アライアンス戦略構築等の観点での知財資産管理を行う機会を喪失していることを指摘しました。知的資産のマネジメントにあたっては、関係情報のシェアリング及び同システムの構築、活用・防御戦略のシェアリング及び同システムの構築、が課題であることを述べ、段階的な知的資産管理を実行していくべきであるとしました。

続いて、ウルリッヒ教授により、「知的財産権の保護と競争法の交錯：技術標準の特許付与及び特許保護の制限に関する国際的共通理解の構築」と題する講演が行われました。ウルリッヒ教授は、まず私的自治と競争の制限との関係について、欧州における契約についての伝統的な理解、知的財産権と競争法と政策との関係等を説明し、知的財産は革新市場における競争の手段であり、技術を模倣から保護し代替技術の競争を促す作用を有していることを、特に競争法との関係において整理しました。

次いで、「属地主義の原則と国際競争」というタイトルで、ボードウィック教授による講演が行われました。教授は、まず、知的財産制度の基本的な原則であるとされる属地主義に起因して生じている、各国毎の、出願、審査手続・結果、侵害訴訟手続・結果といった様々な問題に言及し、問題を緩和する措置として、パリ条約、ベルヌ条約に言及しました。課題としては、消耗論とグローバル化の問題や、各国毎に異なった法的基準とグローバル化等を指摘し、属地主義の必要性や肯定的な側面について言及しました。

パネルディスカッション、質疑応答が引き続き行われ、質疑応答では、会場から活発な質問が出されました。

(レポート協力 GCOE 助手 小川明子)

■旧社会主義圏諸国における法と社会(II) - 1956年と現代/世界史的転回点とその帰結【第一回】

(2010年10月22日開催)

本研究会は、比較法学の視座から、20世紀に存立した「体制としての社会主義」を理論的に総括し、21世紀にあつて転形・展開する「旧社会主義圏諸国」の現状を分析することで、この時代の「社会主義問題」を究明するべく開催するものです。

【第一回】ソビエト・ロシアから民主共和制ロシアへ

【報告者とテーマ】

1. 「スターリン批判とソビエト法の変容(刑事法の視点から)」 渋谷 謙次郎 特別研究員(神戸大学 教授)

スターリン批判がソビエト法に最も大きな影響をもたらしたのは、刑事法領域であると言えますが、本報告では、この問題をめぐって、スターリン時代の刑事司法とスターリン死去後の法改正をもとに検討しました。

2. 「フルシチョフ<秘密>報告の今日的再読」

佐藤 史人 特別研究員(法文学術院 講師)

1956年のいわゆるフルシチョフ「秘密報告」は、世界に衝撃を与え、種々の議論を誘発してきました。本報告では、スターリン批判前後の党と国家、司法省と裁判所、中央と地方の緊張関係に着目することで、当時の具体的社会状況の中にフルシチョフ「秘密報告」を定位し、ソビエトおよびロシア法史の再検討が行われました。

【司会】笹倉 秀夫 研究員(早稲田大学法文学術院教授)

【後援】早稲田大学ロシア研究所

※「旧社会主義圏諸国における法と社会(II) - 1956年と現代/世界史的転回点とその帰結」今後の開催予定は以下の通りです。

【第2回】東西ドイツから統一ドイツへ

日時：2010年12月17日(金) 17:30 - 20:00

演題：東西ドイツ統一の法的諸問題 —1989年東欧革命の今日的評価

講師：広渡 清吾 (専修大学教授)

演題：東ドイツ1953年事件の今日的解読

講師：水島 朝穂 研究員(早稲田大学法文学術院教授)

【第3回】1956年から1989年=1991年へ

日時：2011年1月28日(金) 17:30 - 20:00

演題：コミンテルン・コミンフォルム解散と国際共産主義運動の変容 —1989年=1991年への帰結

講師：加藤 哲郎 (早稲田大学政治学研究科 客員教授)

演題：社会主義体制下のハンガリー1956年革命 —Lawful revolutionの起点・切断・帰結

講師：早川 弘道 研究員(早稲田大学法文学術院 教授)

■2010年度秋学期 JASRAC 寄付講座・著作権法特殊講義

「著作権侵害をめぐる喫緊の研究課題」(第1回～第8回)

主催：早稲田大学大学院法務研究科

共催：早稲田大学 GCOE 知的財産法制研究センター (RCLIP)・知的財産拠点形成研究所 (IIIPS-forum)

本連続講座は、知的財産法分野の第一線で活躍されている実務家や学者を講師として招き、連続講座として開催するものです。

詳しい内容については、本 GCOE 知的財産法制研究センター (RCLIP) の発行するニュースレターで報告されておりますので、ご興味のある方は、以下をご参照ください。

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/newsletter/>

第1回「英国における権利の制限および例外規定の動向」

(2010年10月2日開催)

第1回は、「英国における権利の制限および例外規定の動向」をテーマに、英国における著作権の例外や、フェアディール規定、公益の原則等について報告がありました。



【報告者とテーマ】

「英国における権利の制限および例外規定の動向」
ジョナサン・グリフィス (ロンドン大学クインメアリ校上級講師)

「著作権と教育：英国からの教訓」
ウマ・スザーサネン (ロンドン大学クインメアリ校教授)

【司会】今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

第2回「知的財産権の保護と欧州連合条約の統一市場政策との交錯」

(2010年10月2日開催)



第2回は、欧州における音楽著作物のオンライン配信や、著作権管理団体と権利消尽などの問題について報告・討論がなされました。

【司会】竹中俊子 (ワシントン大学・早稲田大学教授)

【基調講演】

「欧州連合 (EU) における集中的権利管理の法的諸問題の現況—音楽のオンライン・ライセンスを例に」

Dr. Martin Schaefer (Boehmert 法律事務所弁護士)

【パネリスト】

コメント：「パテントプール」

Prof. Dr. Hanns Ullrich (マックス・プランク知的財産研究所教授)

コメント：「集中管理団体と消尽」

Prof. Dr. Theo Bodewig (フンボルト大学教授)

第3回「言語の著作物における創作性と翻案権侵害の判断基準」

(2010年10月16日開催)

第3回は、「言語の著作物における創作性と翻案権侵害の判断基準」をテーマに報告・討論をして頂きましたが、テーマの前提となる「著作物の定義や翻案に関する『アイデア』の概念 (アイデアと表現の区別)」を中心に議論がなされました。著作物の判断や侵害の判断について、表現上の創作性の有無の問題が論じられた後、夏目漱石の「こころ」を素材に、侵害の判断について討論がなされました。



【司会】

前田哲男 (弁護士)

【報告者】

奥邨弘司 (神奈川大学経営学部准教授)

金子敏哉 (明治大学法学部専任講師)

第4回「オープンソース・ソフトウェア契約の法律上の問題点—オープンイノベーションに向けて、OSS パブリックライセンスの他分野への応用—」

(2010年10月16日開催)



第4回は、オープンソース・ソフトウェア (OSS) ライセンスから始まったパブリックライセンスの動きが、特許コモン等、著作権以外の知的財産権のオープン化に拡大する傾向にあることを踏まえ、日米独の専門家が、OSS ライセンスの契約法・著作権法上の問題点を検討し、OSS ライ

センススキームを著作権以外の知的財産権ライセンスに使うための課題について議論しました。

【報告者とテーマ】

「米国におけるオープンソース・ソフトウェア・ライセンスの発展」

Robert Gomulkiewicz (ワシントン大学教授)

「ドイツ・EU法におけるオープンソース・ソフトウェア・ライセンスの法律上の問題点」

Maria Cristina Caldarola (ロベルト・ボッシュ社法務部弁護士)

「日本法におけるオープンソース・ソフトウェア・ライセンスの法律上の問題点」

寺澤幸裕 (モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所弁護士)

【司会】竹中俊子 (ワシントン大学・早稲田大学教授)

第5回「今後における文芸的著作物の保護のあり方—電子書籍時代の著作権—」 (2010年10月30開催)

第5回は、「今後における文芸的著作物の保護のあり方—電子書籍時代の著作権—」をテーマに小説家の三田誠広先生を講師としてお招きし、三田氏には、電子書籍時代における問題点と出版契約上の注意点について、著作者の立場から語って頂きました。



【司会】

富岡英次 (弁護士・早稲田大学大学院法務研究科客員教授)

【報告者】

三田誠広 (小説家・日本文藝家協会副理事長・武蔵野大学客員教授)

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■商法研究会

【日時】2010年12月20日 18:00~20:00

【場所】早稲田キャンパス8号館3階303-305会議室

【報告者とテーマ】

新津和典 (岡山商科大学専任講師)

大阪高判2009(平21)年03月12日判時2075号133頁

取締役役に選任されていない者による取締役報酬請求の認容

福島洋尚 (法政大学教授)

東京地判2010(平22)年9月6日金判1352号43頁 (インターネットナンバ事件)

全部取得条項付種類株式の発行・取得のための株主総会決議と多数決濫用

■国際シンポジウム「労働者の貧困と社会法の役割—労働法と社会保障法の交錯—」

【日時】2011年1月15日 13:00~18:00

【場所】早稲田キャンパス8号館3階303-305会議室

【報告者】

カール・クレア (米ノースイースタン大学教授)

ルーシー・ウィリアムズ (米ノースイースタン大学教授)

田端博邦 (東京大学名誉教授)

菊池馨実 (早稲田大学教授)

石田真 (早稲田大学教授)

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax: 03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜 (グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局)